

浜松市上下水道部障がい者活躍推進計画

機関名	浜松市上下水道部
任命権者	浜松市水道事業及び下水道事業管理者
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
浜松市における障がい者雇用に関する課題	<p>上下水道部では、積極的に障がい者を雇用しており、障害者雇用促進法に定める法定雇用率を達成するなど、静岡県内における民間企業や公的機関の状況と比較し、障がい者の採用・定着状況ともに概ね順調と考えている。</p> <p>しかしながら、採用や人事異動など、浜松市として一元的に実施している環境であるため、今後も市全体としての体制整備や各種取組が必要である。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上</p> <p>（参考）令和元年6月1日時点の法定雇用率：2.50% 令和元年6月1日時点の上下水道部の実雇用率：3.17%</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
② 定着に関する目標	<p>退職者のうち不本意な離職者を極力生じさせない</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報の際に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理していく。</p>
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<p>○障害者雇用推進者として上下水道総務課長を選任する。</p> <p>○計画に基づく取り組みの実施状況を点検するため、毎年の任免状況通報の際に上下水道総務課にて計画の実施状況を確認するとともに、必要に応じて計画の見直しを行っていく。</p> <p>○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。</p>
(2) 人材面	<p>○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）について、静岡労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させるよう努める。</p> <p>○上下水道部の職員に対して、年に1回以上、厚生労働省障害者雇用対策課または静岡労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る（過去に同講座を受講したことがない職員に限る。）。</p>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<p>○現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、年に1回以上、職務の選定及び創出について検討を行う。</p> <p>○年に1回以上の面談により、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p>
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	<p>○基礎的環境整備として、面談等での障がい者の要望を踏まえ、障害者が利用しやすい環境に配慮した施設整備を検討する。</p> <p>○面談等での障がい者の要望を踏まえ、就労支援に必要な機器の購入</p>

	<p>等の環境整備を検討する。</p> <p>○新規に採用した障がい者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
(2) 募集・採用	<p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3) 働き方	<p>○時間単位の年次有給休暇や、傷病休暇又は病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p>
(4) キャリア形成	<p>○会計年度任用職員について、採用の時点で中長期的なキャリア形成に関する本人の希望を面談等により把握し、その内容や各職種で求められる技能等も踏まえた職務選定を行う。</p> <p>○また、必要に応じて、職務経験の総括的な振り返りを行うことにより、任期の終了後においても引き続き公務内外で就労できるように支援を行う。</p>
(5) その他の人事管理	<p>○年1回以上の定期的な面談の設定及び必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。</p> <p>○障がい者からの要望を踏まえ、障がい特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等の措置が可能となるよう検討する。</p> <p>○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮等の取組を行う。</p>
4. その他	
	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p> <p>○財務部調達課が毎年度策定する「障害者優先調達方針」に基づき、障がい者優先調達の趣旨を理解のうえ、発注促進に努める。</p>